平成２７年（フ）第８７号
鹿児島県鹿児島市西坂元町40番８号
破産者　大田　秀作
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第５７号
（開始決定時の住所）北海道雨竜郡雨竜町字満寿39番地40
破産者　長谷川　修
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４４号
北海道河東郡音更町共栄台西12丁目３番地11コーポ共栄台２－Ｂ、開始決定時の住所北海道帯広市西19条南２丁目７番12号
破産者　中村　律子
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２６年（フ）第３２号
秋田県大仙市藤木字東八圭61番地
破産者　佐藤　征一
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第１５５８号
神奈川県平塚市黒部丘10番７号　プレアデス102号
破産者　高橋　康文
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９５７号
横浜市神奈川区入江２丁目18番31－307号、開始決定時の住所横浜市神奈川区子安通３丁目353番地　クレストシティタワーズ横浜206号
破産者　島村　　靖
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１号
高知県須崎市安和544番地４（前住所　京都府舞鶴市字七日市472番地４）
破産者　古谷　謙信
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２１２号
兵庫県高砂市緑丘２丁目４番８号
破産者　中務　愼一
1　破産債権の届出期間　平成28年４月６日まで
2　一般調査期日　平成28年６月16日午前10時
平成28年３月２日　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３４０３号
大阪府八尾市萱振町１丁目35番地の12
破産者　有限会社クリエイト
1　破産債権の届出期間　平成28年４月８日まで
2　一般調査期日　平成28年５月16日午後２時
平成28年３月４日
大阪地方裁判所第６民事部

債権者集会招集

平成２６年（フ）第２１５６号
大阪府堺市中区深井中町613番地の４
破産者　備北環境開発有限会社
1　期日　平成28年４月22日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年３月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１５８号
大阪市住之江区平林南１丁目１番27号
破産者　備北環境開発株式会社
1　期日　平成28年４月22日午後１時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成28年３月３日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２７年（フ）第４８２０号
大阪市西成区千本北２丁目32番19号　カモンコート岸里　Ｄ15号
破産者　宮崎ひとみ（旧姓鶴田）
異議申述期間　平成28年４月19日まで
平成28年３月３日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２０７４号
東京都港区西新橋２丁目11番９号
清算株式会社　株式会社ミタ・ストア
1　決定年月日　平成28年３月３日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２８年（再）第１号
京都府舞鶴市字下福井1183番地の７
再生債務者　舞鶴合同青果株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　京都市中京区烏丸通三条下ル　大同生命京都ビル２階　西村法律事務所　弁護士　西村　幸三
平成28年３月１日
京都地方裁判所第５民事部

平成２８年（再）第２号
京都府舞鶴市字下福井882番地の３
再生債務者　マイカン産業株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　京都市中京区烏丸通三条下ル　大同生命京都ビル２階　西村法律事務所　弁護士　西村　幸三
平成28年３月１日
京都地方裁判所第５民事部

再生手続開始及び管理命令

平成２８年（再）第３号
東京都港区芝４丁目11番３号
再生債務者　公益財団法人日本ライフ協会
1　決定年月日時　平成28年３月３日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
再生債務者の業務及び財産に関し、管財人による管理を命ずる。
3　管財人　大阪市中央区北浜２丁目６番18号淀屋橋スクエア12階　色川法律事務所　弁護士　森　　恵一
4　再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に対して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
5　再生債権の届出期間　平成28年５月12日まで
6　再生債権の一般調査期間　平成28年７月12日から平成28年７月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部